

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所と

瀬戸市との間における地域交流に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所（以下「甲」と称す。）と瀬戸市（以下「乙」と称す。）とは、甲の赤津研究林において市民による利用及び環境整備に関して両者間で協議することが望ましいと考え、ここに地域交流のための協定を締結する。

第1条 甲と乙は、以下の項目に基づき、相互に協力と支援を行うこととする。

- (1) 森林整備に関すること。
- (2) 自然環境の保護・保全に関すること。
- (3) 水道水源地の保護に関すること。
- (4) 市民の環境教育に関すること。
- (5) 講演、公開講座及びシンポジウムの企画に関すること。
- (6) その他、双方が必要であると認めること。

第2条 甲と乙は、前条に定める事項に関する具体的な計画について、その都度両者で協議し、決定するものとする。

第3条 甲と乙は、前条で定める計画の実行のために努力をするものとする。

第4条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、いずれか一方が期限満了の3か月前までに異議を申し出なければ、自動的に3年ずつ延長される。

第5条 この協定書に定める内容について変更する必要があるときは、甲と乙の協議によって変更することができる。

第6条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定書は、2部作成し、甲乙双方調印の上、各1部を保管するものとする。

平成23年11月10日

(甲)

国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科
附属演習林生態水文学研究所
所長

蔵治 光一郎



(乙)

瀬戸市
市長

増岡 謙也

